

運営規程記載項目チェック (2026.1.9更新/名護市福祉部介護長寿課)

記載事項	サービス種別	在宅介護支援	介護予防支援	地域密着型サービス								総合事業訪問型	
				通所介護 ※総合事業通所型も同じ	認知症対応型通所介護 ※予防も同じ	認知症対応型共同生活介護 ※予防も同じ	介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入居者生活介護	小規模多機能居宅介護 ※予防も同じ	複合型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護
事業又は施設の目的及び運営の方針		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員又は従業者の職種、員数及び職務の内容		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業日及び営業時間		○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○
指定サービスの利用または入所、入居の定員		-	-	○	○	○	○※3	○※4	○※5	○※5	-	-	-
サービスの内容及び利用料その他の費用の額		○※1	○※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
通常の事業の実施地域		○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○
サービス利用または入居、施設の利用にあたっての留意事項		-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
緊急時等における対応方法		-	-	○※2	○	-	○	○	○	○	○	○	○
合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
非常災害対策		-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
虐待の防止のための措置に関する事項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他運営に関する重要事項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 【サービスの提供方法】についても記載すること。
- ※2 「指定療養通所介護」においては必須項目ではありません。
- ※3 「ユニット型」の場合は、【ユニット数及びユニットごとの入居定員】も記載が必要です。
- ※4 【居室数】も記載が必要です。
- ※5 【指定サービスの登録定員】【通いサービス及び宿泊サービスの利用定員】を記載すること。

各項目における記載すべき内容等については、厚生労働省基準省令及び解釈通知もご確認ください。